

教育委員会

教育公安委員会

【所管関係資料】

(当日配布)

11月18日提出

目 次

課室名	タイトル	頁
高校教育課	教職員の懲戒処分について（概要）	3

教職員の懲戒処分について（概要）

高校教育課

- 1 処分に係る事案 体罰及び暴言
- 2 被処分者 秋田県立雄物川高等学校 教諭
宇佐美^{うさみ} 大輔^{だいすけ} 46歳 男性
- 3 処分発令年月日 令和7年11月7日
- 4 根拠法令 地方公務員法第29条第1項（懲戒）
- 5 処分の種類 免職

6 処分の理由

当該教諭は、令和5年4月頃から令和7年9月にかけて、顧問を務めるバレーボール部の指導において、複数の生徒に対して平手や拳で叩いたり、腹部を蹴ったり、「馬鹿」等の暴言を浴びせたりする行為を複数回行った。これにより、被害者に怪我を負わせ、甚大なる身体的・精神的苦痛を与えた。

7 その他

当該教諭に対して指導すべき立場にあった当該校の校長に対しては、同日付けで戒告、教頭に対しては訓告とした。

教職員の懲戒処分について（概要）

高校教育課

1 処分に係る事案 管理監督責任（体罰及び暴言）

2 被処分者 秋田県立雄物川高等学校 校長
大石 淑子 60歳 女性

3 処分発令年月日 令和7年11月7日

4 根拠法令 地方公務員法第29条第1項（懲戒）

5 処分の種類 戒告

6 処分の理由

県教育委員会を挙げて不祥事防止に取り組む中、所属職員が生徒に対する体罰等の行為を継続して行ったことに対する管理監督者としての責任は重大である。

また、当該部活動における過度の長時間練習等の状況を把握していながら、断固たる指導を行うことができなかったことにより、生徒・保護者に著しい不安を与えた。